

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	主 査	担 当	文書取扱主任		

第 34 回 総務文教常任委員会 会議録

開催年月日	平成 21 年 12 月 1 日（火曜日）	開会 10 時 02 分	閉会 16 時 46 分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	本間、三上、窪之内、大谷、井上	事務局	中嶋事務局長
	議長、委員外議員～清水		田湯次長
欠席委員	関藤		村井主任主事
説明員	別紙のとおり		
議 件	別紙のとおり		
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	(1) 平成 21 年度全国学力・学習状況調査結果について		
	(2) いじめ実態調査の結果と取組状況報告について		
	(3) 滝川市立図書館まちなか移転実施計画書について		
	(4) 新滝川市活力再生プラン平成 21 年度第 2 四半期実績について		
	(5) (財) 滝川市体育協会事業運営に係る改善計画書について		
	(6) (財) 滝川市体育協会における不適切な事務処理に対する滝川市の対応について		
	(7) 新滝川市活力再生プラン平成 21 年度第 2 四半期実績について		
	(8) 市民の皆様に信頼される市役所づくり推進プランの進捗状況等について		
	(9) 新滝川市活力再生プラン平成 21 年度第 2 四半期実績について		
	2 その他について		
	報告してもらいたいことがあれば、事前に調整が必要なので事務局に連絡することを確認した。		
	3 次回委員会の日程について		
	正副委員長に一任することに決定した。		
	上 記 記 載 の と お り 相 違 い ない。 総務文教常任委員長 本 間 保 昭 ㊦		

平成21年11月30日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘
滝川市教育委員会委員長 若 松 重 義

総務文教常任委員会への説明員の出席について

平成21年11月27日付け滝議第147号で通知がありました総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部長	高 橋 賢 司
総務部次長	高 橋 一 昭
総務部総務課長	伊 藤 克 之
総務部総務課副主幹	佐 藤 之 俊
総務部企画課長	田 中 嘉 樹
総務部財政課長	吉 井 裕 視
総務部財政課主査	景 由 隆 寛
総務部行政経営課長	五十嵐 千夏雄
総務部行政経営課副主幹	浦 川 学 央
総務部行政経営課主査	稲 井 健 二
市民生活部税務課長	加 藤 孝 昭
市民生活部税務課主査	鎌 田 清 孝

滝川市教育委員会委員長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

教育長	小 田 真 人
教育部長	舘 敏 弘
教育部次長	河 野 敏 昭
教育部指導参事	春 田 淳 一
教育部学校教育課心の教育推進室長	吉 川 修
教育部学校教育課心の教育推進室主査	田 中 智 則
教育部社会教育課長	南 健 次
教育部社会教育課図書館副館長	中 寺 静 江
教育部社会教育課図書館主査	和 田 美紀子
教育部社会教育課スポーツ振興室長	坪 田 健 一
教育部社会教育課スポーツ振興室副主幹	竹 谷 和 徳

(総務部総務課総務グループ)

第 34 回 総務文教常任委員会

H21. 12. 1 (火) 午前 10 時 00 分
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶 (委員動静)

1 所管からの報告事項について

《教 育 部》

- (1) 平成 21 年度全国学力・学習状況調査結果について (資 料) 学校教育課
- (2) いじめ実態調査の結果と取組状況報告について (資 料) 学校教育課
- (3) 滝川市立図書館まちなか移転実施計画書について (資 料) 社会教育課
- (4) 新滝川市活力再生プラン平成 21 年度第 2 四半期実績について (資 料) 教育部
- (5) (財) 滝川市体育協会事業運営に係る改善計画書について (資 料) 社会教育課

《総 務 部》

- (6) (財) 滝川市体育協会における不適切な事務処理に対する滝川市の対応について (資 料) 総務課
- (7) 新滝川市活力再生プラン平成 21 年度第 2 四半期実績について (資 料) 総務部
- (8) 市民の皆様信頼される市役所づくり推進プランの進捗状況等について (資 料) 行政経営課

《市民生活部》

- (9) 新滝川市活力再生プラン平成 21 年度第 2 四半期実績について (資 料) 税務課

2 その他について

3 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第34回 総務文教常任委員会

H21. 12. 1 (火) 10:00～

第一委員会室

開 会 10:02

委員動静報告

委員長 関藤欠席。議長出席。委員外議員～清水。

1 所管からの報告事項について

委員長 (1) について説明願う。

(1) 平成21年度全国学力・学習状況調査結果について

吉川室長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。

窪之内 ① P4で例えば国語のBで見ると、正解率が8.2%ということで、1桁台の正解率である。また、10%台の正解率もある。それに対する改善策は示されているが、この低い正解率についてどういった教育をしてきたのかという総括が必要であると思う。しっかりと検証された上での改善策なのか伺う。

② P3でローマ字は4年生で習うとされている。小学校でもパソコンを使っていると思うが、入力方法は学年によって違うのか伺う。

③ 生活の調査において、朝食を食べる率が悪いと思うがその結果に対する評価がないが、このことについて伺う。

春田指導参事 ① A問題、B問題があり、B問題は活用問題で、どの教科、どの学年でも全国及び全道に比べ若干劣る状況である。これについては、問題の難易度ということがあり、学校では、A問題に該当する基礎学力についての学習が中心で、このA問題の基礎学力が向上することによって、応用力、活用力が伸びるととらえている。同時並行ですべての学力が上がるのが理想ではあるが、基礎を重視しながら、底上げを図るという改善プランを立てている。結果として、活用問題が低い結果となっているが、各学校で取り組みを行っている最中である。

② パソコンの入力方法について、小学校1年生からパソコンを使った学習を行っている。1年生から3年生までは、仮名入力でもよいとしている。4年生以上については、ローマ字を学習するので、ローマ字を使った入力をさせている。

窪之内 ③ 欠食率は昨年も低かった。食育とも絡めて、早寝、早起き、朝ごはん運動として、PTAにも呼びかけを行って、取り組みを進めている。今後とも重視していきたい。

① 基礎、基本に重点を置いて、活用まで到達しないということであれば、基礎、基本の部分そのものがまだ低いと考えてよいのか。また、全体的な学習量として、基礎を中心に指導しているので、活用までは難しいということなのか伺う。

② 欠食のほかに、家庭での学習やテレビ、ゲームの時間などは、家庭との連携によって改善されていくものだと思う。どのような機会を通じて、家庭への働きかけを行っているのか伺う。

春田指導参事 ① 活用についてであるが、資料にある問題を見ると、小学校国語Bで長文を読んで80字以上100字以内でまとめるような問題である。小学校6年生としては、難しい問題である。文章を読み取る力が必要で、それを決められた字数

で書く力も必要になる。読解力をつけさせるために、朝の読書に力を入れて、集中して読む訓練をしたり、また書く力をつけさせるために日記帳をつけさせたりと、時間はかかるが、基本的な力を身につけさせることで、応用力、活用力をつけさせる取り組みを行っている。

② 欠食や家庭学習など、極端ではないが、ある程度よくない数字が出ている。これらのことについては、家庭に協力をお願いしないとよくならない。今年度4月から、ある小学校では、学びのすすめということで、リーフレットを作成し、家庭学習の啓発を行ったり、ある中学校では、プラス10分の勉強をしようと呼びかけを行ったり、また生徒会の学習委員会で家庭学習の点検調査を行うなど取り組みを行っている。市教委としても家庭教育支援事業の中で家庭の教育力の向上を大きな課題として掲げているので、今後も取り組みを進めていきたい。

窪之内 来年度の調査は規模を縮小するという方針が出されている。これまで3年間行って意義ある調査だと思うのだが、今後も市教委としてこの調査を継続する考えはあるのか伺う。

教育長 今後の調査については、具体的に決まっておらず、先行きが不透明である。ちょうどこの調査が開始されたときの小学校6年生が、来年は中学校3年生になる。これまで同じ生徒で比較することができなかったが、同じ生徒に対して3年間の取り組みがどうであったかというデータを取ることができるので、実施されるのであれば、行いたいと思う。文科省の予算の関係で、問題は提供されるが、調査や分析は各自治体で行うということも予想される。道教委としても新年度、予算要求を行いたいと考えているようだが、実施するとしたら、財政的負担がどうなるのかということも含めて、判断が必要になる。可能な限り行いたいと思うが、今後財政的な面などがわかり次第、判断したいと思う。

委員長 他に質疑はあるか。

井上 調査の概要で、いじめはどんな理由があってもいけないことと思うという項目で、84.1%という数字は、全国、全道平均よりも低い。これに対してどのような見解を持っているのか伺う。

春田指導参事 市教委としてもこの数字については残念な結果だと受けとめている。各学校の取り組み及び結果についても詳細に分析した。学校によって差があり、100%いじめはいけないことであると回答している学校もあった。この3年間、いじめの問題については、教職員の資質向上、校内の相談体制の整備及び子供たちの自主的、自発的な活動ということで進めてきた。今年度、児童会及び生徒会を中心としたいじめ根絶を目指したこども会議を実施した。このような取り組みの中で過去2年間、子供たちの心の中にいじめの問題に対して絶対にいけないという指導が不十分だった面があるのではないかと反省から、今年度は子供が主体的に取り組む活動を行った。この結果を各学校にも細かく分析するように指示したので、今後この数字は改善されてくると思う。

井上 実効ある形で、取り組みを実施してほしい。この結果を各学校に示しているのか伺う。

春田指導参事 ほかの学力テストと同様だが、公表していない。どこの学校が何%だったかは伝えていないが、ある学校では100%だったというような形で知らせている。

井上 各学校に実態を知らせていないのか伺う。

春田指導参事 実施した結果については、それぞれの学校に直接知らせているので、自分たち

	の学校の結果については、把握している。他校の結果については、知らせていないということである。
委 員 長	他に質疑あるか。
副委員長	学力・学習状況調査というのは、最終的には子供たちのためになるが、当面は、学校現場、家庭あるいは市教委などの指針になるものだと思う。この結果について生かしていかなければならないものだと考える。それを踏まえて学力向上プランを策定するということが、その過程はどのようにになっているか伺う。
春田指導参事	各学校ではこの結果が届き次第、一般的には、対象が6年生なので、6年生の担任、教務主任及び研修部でプロジェクトチームや分析チームをつくって、分析を行う。その結果を全体研修あるいは職員会議の中で広げていく。それから、具体的なプランの作成に入って、最終的にチームの中でできた案をもとに、もう一度全体研修あるいは職員会議の中で確定して、公表していく流れになる。
副委員長	市教委として、滝川市の教育全体を考えた場合、学力向上プランはどのようになるのか伺う。
春田指導参事	市教委として、この結果について校長会及び教頭会と一緒にプロジェクトをつくって、滝川市の学力向上プランということで、検討を行っている。各学校のプランと合わせた形で滝川市の学力向上プランとして公表する。
副委員長	現場からの声は、この学力向上プランに反映されるのか伺う。
春田指導参事	学校の意見を聞きながら進めている状況である。
委 員 長	私から質疑させていただく。 ① チームティーチングなどいろいろな取り組みが行われていると思うが、この調査結果から、これらの取り組みの成果が出たのか伺う。 ② 全体として滝川市の教育をどうするか、段階的に考えていく必要があると思うが、この調査結果には示されていない。今後の考えられる課題について伺う。
春田指導参事	①② 今回3年目ということで、毎年、結果を受けて学力向上プラン及び改善プランを作成し取り組んでいる。現在も昨年度の結果に対して21年度の改善プランを実施している。4月に行った調査の結果がこのように公表され、まとめられた。既に21年度取り組んでいる最中ということで、現段階においてこれまでの取り組みを大幅に見直すということはしていない。成果が上がった取り組みに対しては継続的に行い、効果があらわれないものに対しては、年内に方向だけでも示し、各学校は、1月あるいは2月に22年度の計画を立てるので、どのように行えば結果としてあらわれるのかということを他校の状況も参考にしながら、新たな取り組みにしていきたいと考えている。最終的には事業の改善が必要だと思うので、校内研修を充実させるために、事業をどのように変えるかを考える。また、12月7日から教育委員の学校訪問を行い、学力向上プランに取り組んで、どういう結果が出て、何を今後取り組んでいくのかを具体的に聞き取り、指導していく。
委 員 長	① 絶対評価の時代で、大学受験などで子供たちは、学力の差に戸惑っているように思える。ある程度学力向上は目指すべきだと思うが、例えば秋田県は、結果的に非常に学力が向上している。そのような地域はなぜこのような結果になったのかについて分析したか伺う。 ② 分析しているのであれば、その見解及び今後どのように取り入れていこうと考えているのか伺う。

春田指導参事	①② 国内であれば秋田県、国外であればフィンランドの例が取り上げられるが、私どもも研修会等で話を聞いている。秋田県の例では、家庭の教育力が確かなものがあり、子供たち一人一人に学ぶ意欲をつけさせている。単に学んで得た知識量だけではなくて、学ぶ意欲をどのように高めていくかの取り組みがなされており、そのために教育委員会も少人数学級の指導形態をとるなどして、財政的な支援を行っているようである。すべてすぐに滝川市でも実施するということにはならないが、学校からの要望を聞き取り、可能な限り支援していきたいと思う。
委員 長 窪 之 内	他に質疑はあるか。 ① 未受験者の小学校 14 名と中学校 36 名の理由について内訳を伺う。 ② 先ほど学校には直接結果が届くとのことだったので、学習だけではなくて生活上の問題、学習状況の傾向についても当然わかるはずである。わかったことを保護者へ一定の基準で伝えていると思うが、学習状況の傾向についても自分の学校がどうであったかを保護者であれば知りたいと思う。他校の例を参考にするようなことも必要になるのではないかな。あくまでも市教委としては、非公表にするという考えなのか伺う。
春田指導参事	① 小学校14名及び中学校36名の未受験者の理由は、病欠及び不登校である。 ② 保護者への周知だが、各学校は学校便りを使って、学力・学習状況調査の結果について市教委と同様に、全国及び全道に対してどのような結果だったかについて行い、自分たちの学校の課題、保護者への協力もあわせて周知した。また、一人一人に個票という形で、学習傾向あるいは改善すべき点などを渡し、保護者懇談会の際に今年度の学級、学年の傾向などを説明する。校長会及び教頭会の中での交流について、滝川市としての傾向、成果及び課題を話し、その後の交流の場面において、各学校同士、具体的な話し合いが持たれている。
窪 之 内	校長、教頭または教員から滝川市内だけでも学習傾向の公表を行ってほしいという要望があるのか伺う。
春田指導参事	全国学力・学習状況調査については、3年目ということで当初から公表について、いろいろ論議があった。文科省及び道教委の基本的な姿勢として、公表に際しては、一定の制限を設けた。市教委としてもそれに準じて行ってきた。それについていろいろ意見が分かれるところだと思うが、今回3年間行った中で、市教委の方針として、各学校にもそのような趣旨で伝え、了解してもらっている。この調査の結果が実態把握のすべてであるとは考えていないので、今のところはこのような形で取り扱っている。
委員 長 清水委員外議員	他に質疑はあるか。 学力向上に対する取り組みの改善は行っていると思うが、毎年、3分の1程度落ちこぼれていく状況が続いていると思われる。これを改善するために秋田県やフィンランドでは、お金をかけて取り組みを行っている。教育の機会をふやしたり、市教委として特別な手だてを行う必要があると思う。そういうことがない前提で決められた教師数、親の力量だけでは、改善は見込めないと思われる。そういう点で市教委は、落ちこぼれている子供たちを引き上げていこうという本格的な提案を来年度の予算などに向けて、行っていく必要があるのではないかなと思うが考えを伺う。
教 育 長	子供たちの学力と家庭教育は相関関係にあると思われる。市教委として、学校教育サイドでは具体的な対策が必要であると思う。既に学習相談員などの設置

を市単独で行っている。これまでの成果を踏まえながら、新年度へ向けてどういう方向がよいのか検討していくべきだと考える。また、これに向けた長期的な計画も必要であると思う。家庭教育サイドではどのような手法がよいのか難しい面もあるが、検討していき、新年度へ向けて政策を打ち出していきたいと考える。

委員長

他に質疑はあるか。（なし）（１）について報告済みとする。

（２）について説明願う。

（２）いじめ実態調査の結果と取組状況報告について

（別紙資料に基づき説明する。）

吉川室長

委員長

窪之内

説明が終わった。質疑はあるか。

① 回収率が小学校 86%、中学校が 79%であるが、提出しなかった理由について伺う。

② 183 件をいじめではないと判断したわけだが、これは新しいいじめ認識のルールに反していると思う。いじめというのは、いじめられた側がいじめだと感じれば、それはいじめであるとしているのに、183 件が解決したのでいじめではないとしている。本人たちはいじめられたと言っているにもかかわらず、本人たちが納得したのでいじめではないというのはおかしい。いじめの認識について市教委として確認して把握しているのか伺う。

③ いじめと認知して、報告予定の 5 件及び既にいじめと認知して、報告済みの 14 件について、深刻ないじめなのかその内容について伺う。

④ 中学校の回収率が 20 年度よりも落ちた。記名式にしたからということなのか伺う。

春田指導参事

①④ 回収率の低迷について、提出をしていない理由だが、一定の期間を設けて、提出してもらうことにしたが、一人一人なぜ提出しなかったかについては、把握していない。ある中学校では教育相談の時期と重なり、教育相談の中でこのいじめのことも含めて話をしていたので、アンケートの記入は不要だと考えられたのではないかとと思われる。

② いじめの認知についてだが、今回の調査は認知件数を把握し、速やかな対応をすることと、家庭でもいじめについて考える機会を持ってもらい、学校では年間の生徒指導の計画に位置づけて、いじめ及び生徒指導の問題に対応したいという趣旨で行った。一つ一つの件についてきちんと対応した上で、子供同士の中で納得していたり、あるいはいじめではないと教師も入って話し合いをしたりして、このような形になった。

吉川室長

③ いじめの認知の内容について、小学校においては物隠しが一番多い。次に多いのは言葉による中傷。そのほかに遊びに乗じて複数からのたたき合い。いじめと認知した後、その内容については、双方の保護者へ伝え、解決方法や学校の取り組み内容について理解を得た上で、家庭での協力をいただき対処している。

窪之内

① 資料の中のウについては、いじめの認知にならないという判断ではなくて、実態調査の結果、解決が図られた件数とすべきである。このようにしてしまうと、本人が受けた気持ちをないがしろにしてしまうのではないかとと思われる。これは、訂正すべきだと思う。それに対する見解を求める。

② 未提出の人たちの中に深刻なことが隠されている可能性もあると思う。提出していなかった人を把握していながら、後追い調査をしていないというのは、

	問題だと思うのだが、そのことについて考えを伺う。
春田指導参事	③ 先ほどの学力・学習状況調査の結果において、100%いじめは悪いものとした学校においては、このいじめの実態調査の関係で、どのような結果となっているのか伺う。 ① いじめの認知にならないというのは、適当ではないということだが、いじめであるとアンケートに記入した内容について事情を聞いた。アンケートの結果を見て、単純に件数を数えるのではなくて、直接、子供に話を聞いて、いじめであるかどうかを判断し、いじめの認知にならないという表現にしている。学校では、いじめと認知したものについては必ず報告するようにしている。逆に言えば、認知に至らないものについては、報告しなくてもよいということになる。 ② 未提出の問題については、今回、任意記名式にしたので、名前を書くのであれば出さないという子供もおり、そのような理由で提出していない子供もいると思う。また、不登校で調査そのものをしていない子供もいる。把握できていないところこそが問題であるという考えで、この1回の調査ですべて終わりにするのではなくて、年間を通した生徒指導の中で、各学校で取り組んでいる調査やQ-Uシート、教育相談、悩み相談ポストなどいろいろな手だてを取っているの、今後とも取り組んでいく必要があると思う。 ③ 学力・学習状況調査との関係において、100%いじめは悪いと思うと回答した学校でもいじめと認知されたケースが報告されている。一概にいじめは悪いと思うからいじめはないということではなくて、いじめは悪いことだと知っていながらもそのような行為に及んでいる。これにどう対応していくのが、今年度の市教委の大きな課題である。児童生徒が取り組みとして、いじめを自分の問題として考える自主的、自発的な活動を実践している。
窪之内	報告件数を少なくすることが学校評価につながるという認識が学校側にあるのではないと思う。いじめの認知の仕方が、事件をきっかけに、全国的に変わり、いじめをきちんと把握することが重要であると思う。小学校低学年でいえば、大人はいじめではないと判断し、子供を納得させたかも知れないが、その瞬間は、いじめだと思ったはずである。それを相手の子供のことも考えた上で、いじめではないと納得させ、いじめではなかったと結論づけることがよいことだとは思わない。教育長の見解を伺う。
教育長	いじめではないと判断したのではなくて、いじめであると認知をして、市教委に報告を上げる必要のない件数ということである。いじめではないと初めから認識しているものではない。資料の書き方として問題があるかもしれないが、全くいじめではないと納得させた対応ではないということで理解願いたい。
窪之内	教育長の答弁内容であれば、納得する。資料のウの表の中を変えるべきだと思う。意見とする。
委員長	他に質疑はあるか。
井上	学校において、このような調査が多数行われていると思うが、児童生徒の個人情報保護の関係もあり、任意調査にしているのか、その理由について伺う。
春田指導参事	任意調査にした意味については、これまで18年から続けているが、滝川市では家庭に持ち帰って、協力依頼するという形をとっている。学校の中で、授業時間などに行うのであれば、任意ではなく一斉に提出させている。任意調査だから100%の回収率ではないということだが、限界があるとは考えていない。こ

	のアンケート調査がいじめの問題の対応策のすべてではなくて、そのほかにもいろいろな手だてを取っている。たくさんある手だての中の全市一斉に行う大きな方法の一つである。確かに昨年度よりも回収率が下がったが、今後、回収率を向上させる努力もしていきたいと考えている。
井 上	個人情報保護との関係から、重要なアンケートも学校で実施しにくくなっているのではないかと思う。そのことについて再度伺う。
教 育 長	先ほども説明したが、ある学校では教育相談と重なって回収率の向上が図れなかった部分もあった。今後、回収率を高める工夫も必要であると考えている。今回、任意記名方式にしたのは、調査のスピード化を図る目的で行った。従来は学校にフィードバックさせるのに2カ月ほどかかっていた。生徒指導の担当教師にも各学校の集計をしてもらい、スピードアップが図られた。潜在的な把握が必要であると思っており、今回、記名については任意とした。来年度も同様の方法で行い、回収率の向上を図りたいと考えている。また、提出しない生徒児童への対応もきちんと行いたいと考えている。
委 員 長	他に質疑はあるか。
大 谷	いじめを受けたことをアンケートに記入したくない、あるいは親に隠したいと思う児童生徒も少なくないと思う。また、データを見ると、やめさせようと思ったができなかったという数が非常に多い。このデータからは見えない子供の傷つきが実態としてあると思う。このことについて考えを伺う。
春田指導参事	このアンケートというのは、件数の積み重ねに過ぎず、各学校の中では、毎日いろいろなことが起きている。アンケートは4年間続けてきているが、その結果を単に比較するのではなく、これまで教師の資質向上、研修を中心に取り組んできて、学校からいじめをなくそうとし、今年度については、子供たちの自主的な活動に方向を変えながら、いじめをなくす取り組みにしている。これが、どのような成果につながっているかは、アンケートの結果や子供たちの様子から伺うことができるが、少なくとも先日のこども会議で学校から発表された内容で、どの学校も自分たちの問題として取り組んでいるということがわかり、報道もされたが、お互いに交流することによって、各学校それぞれを参考にしたいという話も出ていたので、こういうことを積み重ねる中で、子供たちにいじめの問題について、気づき、考えが高まっていくことを期待している。
委 員 長	他に質疑はあるか。
窪 之 内	資料の⑤主なアンケート結果概要と考察の中で、あなたは、いじめをしたことがありますかという問いに122人、4%という結果になっているが、別の表では13%となっている。資料の訂正を求める。
委 員 長	後ほど所管のほうで、資料の訂正をしてもらうこととする。
	私から質疑させていただく。
	① 資料を見ると中学校では、いじめと認知して、報告予定の件数がゼロである。この結果が実態把握のすべてではないと認識していると思うが、ほかの方法と合わせてみて、実態を把握した総合的なデータがあれば伺う。
	② いじめの認知に至らないと判断されたのが、中学校で183件。9月にアンケートを行って、12月に報告するまでの間に解決したということだが、時間が少し短いように思われる。このことについてもほかの方法と合わせてみて、どのような結果となるのか伺う。
春田指導参事	①② いじめに関する実態調査が、滝川市のいじめの実態のすべてであると考

えていない。各学校が年間を通じて、生徒指導の中で、いじめ、不登校などの問題に対して取り組みを行っている。その中で、悩み相談ポストや教育相談を実施したり、そういう中で具体的に子供たちの悩みを把握したり、解決策を考えているところである。また、特に中学校に入ると、これまでいじめていた子供がいじめられたりと、難しい面も出てきている。不登校も密接に関係してくるので、不登校の個々のケースの対応の中で、いじめがあったのかどうか、いじめている側ではないのかかなども考えながら、対応策をとっているところである。もちろん件数が少なくなることも重要だが、それだけで判断しているわけではなく、個々のケースについて、具体的に各学校も対応しており、市教委としても具体的に把握するようにしている。

委員長

資料で中学校では、ア及びイの件数がゼロ件だが、実態としてはあるのかどうか伺う。

春田指導参事

今回、報告したのはいじめに関する実態調査の結果ということで、ア及びイはゼロ件となっているが、月例報告ということで学校から報告されている件数としては、中学校で4月から10月末現在で、4件のいじめの認知件数があった。小学校はこの調査結果の17件を含めて24件である。小学校及び中学校で28件の認知件数があった。

春田指導参事

訂正させていただく。小学校でアの5件とイの8件というのは、11月16日現在なので、まだ報告されていなかった。エの12件だけ報告済みなので、この12件を含めて24件である。

委員長

他に質疑はあるか。

清水委員外議員

① ウの問題だが、実態調査をされて、解決しようとして教師、保護者、いじめられていると言った児童生徒で話し合いをしたのか、それともいじめている保護者や児童生徒も含めて話し合いをしたのか、いじめた側の保護者及び児童生徒とまず話し合いをすべきだと思うが実態調査の状況について伺う。

② 無記名による調査は重要である。自分がいじめられていることを伝えるのは大変難しい。いろいろな調査があると思うが、どれほど実態把握につながっていると認識されているのか伺う。

春田指導参事

① いじめの問題の解決に当たっては、いじめられた側、いじめている側及び傍観者のすべてが重要となる。今回、このウの件数で出てきたものに対しては、個々に事情を聞いて、その中で必要に応じて双方から話を聞いたり、保護者との対応をしている。

② アンケートの記名、無記名、時期、有効性、悉皆調査あるいは任意調査などいろいろ選択できるが、ベストのものはなかなか難しい。年間を通じて、特定の時期に有効だと判断できるものを実施するしかない。理想的なのは、日常接している教師が子供たちの様子を観察すること、または保護者がいつもと違う状態を把握して、いじめに気づくことである。これを補完する意味でアンケートなどを実施している。アンケートの実施がすべてであるとは考えていない。市内からいじめをなくしたいという目標のもと、取り組んでいるので、そのために一つの有効な手だてを使うことができたと考えている。生徒指導担当者会議や生徒部長、生徒指導主任に集ってもらい、このアンケートを分析、反省する中では、昨年度までの無記名方式よりも記名にすることで、速やかな対応ができるという意見が多かった。来年度も任意記名方式で実施するのがよいのではないかという意見もあった。

清水委員外議員 調査方法については、前進したと受けとめたいが、無記名と記名を合わせて、効果を上げることを要望する。

必要に応じていじめた側に対応するということは、認知や解決という目的がある以上、いじめた側が特定されるのであれば、必ず最低でも保護者、あるいは可能な限り本人と面談をすべきだと思うが、考えを伺う。

春田指導参事 ア、イ及びエについてはすべて保護者への対応を行っている。ウのみが必要に応じて対応を行っている。

委員長 他に質疑はあるか。（なし）（２）について報告済みとする。
若干休憩する。

休 憩 １１：４９

再 開 １１：５０

休憩前に引き続き会議を再開する。

（５）（財）滝川市体育協会事業運営に係る改善計画書について

時間の関係上、前回の総務文教常任委員会で説明を受けた（５）について質疑を行う。質疑はあるか。

窪之内 ① 施設名に水夢が入っていないがなぜか伺う。

② 会計事務の改善の中で領収書は統一したものを使用するということが、サイクリングターミナルについて専用領収書とした理由について伺う。

③ Ｐ４の契約担当者の配置で、エキスパートを配置するということが、複数配置する予定なのか伺う。

④ 適正な契約の締結と履行の確保について、滝川市の財務規則に準拠していたものから独自のマニュアルを作成するということが、このマニュアルはいつごろ完成するのか、滝川市の財務規則に準拠するものなのかどうか内容についても伺う。

⑤ Ｐ５のイ及びウだが、イでは９点、ウでは６点示されているが、それぞれ主な改正の内容について伺う。

坪田室長 ① 水夢については、項目に掲載されていないが、Ｂ＆Ｇと同じく変更はない。記載漏れである。

② サイクリングターミナルの領収書についてだが、ここでは宿泊料の明細を書く関係上、別途専用の領収書とした。

③ エキスパートの人数は１人である。集中して養成することとしている。

④ マニュアルについては、現在のものを全く変えようということではなく、体協になじむものについては、そのまま活用させていただく。文言で準ずるという部分が多かったので、体協の自主、自律を図る目的で、見直しをかけることとしている。現在、改善推進委員会を組織しているが、そこでマニュアルを検討する。期日については不明である。

竹谷副主幹 ⑤ 改正の主なものとして、現状の中で寄附行為について、役員は無報酬とうたわれているが、常務理事を４月から配置するということがあれば、報酬を支出しなければならないということで、改正することにした。そのほか、職員の就業規則についても現状の中で手当等の支給がなされているが、明文化されていないことから改正した。会計規則についても帳票類名が現状のものと合っていないことから、これについても税理士と相談して、現状に合った形で名称を変更した。

窪之内 ① サイクリングターミナルは明細を書く欄があるということだが、その明細

を別にすればよいと思うので、領収書は統一したほうがよいと思うが、実務上、必要なのかもしれないので、一応納得する。

② マニュアルは独自のものをつくるが、大部分は市の準拠ということで考えてよいと思うが、改めて伺う。また、独自の指名業者選考委員会なども置くことになるのか伺う。

③ P5のイだが、寄附行為の一部改正の中に、常務理事に対する報酬の規定が盛り込まれるということが理解できない。現在、寄附行為の中で常務理事はどのような扱いになっているのか伺う。

④ 実態に合わせた改正ということだが、職員の給与規程というのは、独自のものを持っているのかどうか、休暇に関することも監査から指摘されていたので、そのようなことも含めて整備することなのか伺う。

竹谷副主幹

③ 寄附行為についてだが、体協の中に寄附行為に関する規程があり、その中で役員報酬というのが第18条にうたわれている。そこで法人の役員には報酬を支払わないとしている。現状では、常務理事を置いても無報酬ということになるため改正するということになる。

④ 給与等についてだが、給与表や休暇についてもうたっているが、今回、職員が時間外勤務をした場合、現状では振りかえて対応し、時間外手当が支給されない形になっていたが、この部分を改正するということになる。

① サイクリングターミナルについては、通常は宿泊料や食事料などを明細として載せているが、お客様によっては、そのような明細を書かないで領収書がほしいといった場合がある。それについては、統一の領収書を使用することになる。

窪之内

このように改正されて、職員研修も行っていると思うが、新しい体制の準備はきちんとされているのか伺う。

舘部長

先ほどの関係だが、財団法人の規程が寄附行為の中にあるので、そのような規程になっている。

竹谷副主幹

研修の関係だが、既に実施をしている部分や税理士を含めて会計の仕方などを一度勉強させていただいた。今後、全体の中でも継続していきたい。また、道などが主催の公益法人のセミナーがあり、今後参加をしていきたい。滝川市内に観光協会等の団体があって、滝川市独自のセミナーを開催したいという話もあり、これについても参加をしたいと考えている。

委員長

他に質疑はあるか。

副委員長

改善計画書を策定する段階で改善推進委員会が設立されて、4回ほど新しい組織で検討したと思うのだが、案自体を策定したのは、市の職員なのか。これは体協の改善計画なので、体協の方々が主導的な立場に立って策定しなければ、今後もこのような問題が起きると思う。この件についてどう考えているか伺う。

坪田室長

市の職員及び体協のプロパー職員も含めて、一緒に案を策定した。また、評議員、理事にも客観的に問題点を検証してもらいながら策定した。全く100%行政主導で策定したものではない。

副委員長

これまで市の職員が派遣されたことが、自立できない理由だと思う。いつ職員の派遣が終了するのか伺う。

教育長

総務部のほうの改善案とも関連するが、現在の派遣や業務従事のあり方の見直しを行うことになっている。それほど遠くない時期になると思うが、体協と話し合いを進めながら順次整理していきたい。

- 委員長 私から質疑させていただく。
- ① P4、公益法人会計ソフトの導入について、公益法人に移行するためにソフトを導入したと記載しているが、単に移行するためにソフトを導入したということなのか。元帳がなかったりしたことが問題なのではないかと思うが、どのような目的でソフトを導入しようと考えているのか伺う。
- ② 月次決算については、必ず会長報告としたことや総務経理担当役員による四半期ごとの会計検査、監督を行うなど、これまで行っていなかったから実施するということなのか伺う。
- 坪田室長 ① 会計ソフトの導入だが、総勘定元帳がなかったということも含めて、税理士と協議をし、導入することとした。
- ② これまで行っていなかったことを反省し、実施することで、再発防止につなげるということである。基本的な事項ではあるが、記載した。
- 委員長 基本的な事項をこれまで行ってこなかったのは大変な問題である。今後、このようなことがないようにしていただきたい。
- 他に質疑はあるか。
- 清水委員外議員 ① P6、改善推進委員会の名簿だが、委員長及び副委員長の3名は、副会長、理事及び評議員となっているが、副会長と理事は、留任された方なのかどうか伺う。
- ② 委員の市職員についてはわかるが、体協の4名について、この中で懲戒処分を受けた方は何名いるのか伺う。
- ③ P7で財団法人と市教委との関係について、補助金による関係なのか、委託しているという関係で報告を受けるといったことなのか伺う。
- ④ 常務理事に報酬を支払い、経理スタッフの増員を考えているようだが、現時点でわかれば、人件費がどのくらいふえるのか伺う。
- 坪田室長 ① 委員長及び副委員長の関係だが、すべて留任である。
- ② 体協の職員の中で懲戒処分を受けたのは、1名である。
- 教育長 ③ 指定管理、補助金及びスポーツ振興という業務全体が、市教委の所管業務ということになるので、今回、改善案の策定には、市教委が監査の指摘を踏まえて、体協に対し、改善報告書の提出を求めたので、それに伴い体協から報告があったということである。監査の指摘事項については、市が監査をし、報告するということなので、市教委が同時に市のほうに提出をし、双方協議をし、最終的に市が監査へ報告するというになっている。
- ④ 人件費の関係だが、現在、業務従事している職員にどのくらいの業務が体協の業務だったのかという精査をしながら、それにかかる人件費について積算したいと考えている。
- 清水委員外議員 ① P6について体協が新体制になったが、当時の会長、副会長、理事及び監事の責任について、いつ謝罪するのか伺う。
- ② 改善推進委員会のメンバーに、新しい風が吹き込まれていない。問題が起きたときに責任を持つ立場にある人たちが、みずから改善計画を立てている。一般的にはおかしいと思う。ただ、実態を知っているから、改善計画をつくる上でやむを得ないということもわかるが、そのことだけでメンバーを決定しているように思える。見解を伺う。
- ③ 常務理事を報酬制にすることは非常によいことだと思う。会長、副会長及び監事なども報酬制にすべきだと思う。時代に対応する組織にしようとする

のなら、特別に時間を割いていろいろな提案をし、問題があればきちんと処理する必要があり、このようなことをしっかり行うのであれば、報酬をきちんと受けることが必要である。今回の改善計画の中に盛り込むべきだと思うが、考えを伺う。

教 育 長

① 謝罪の時期については、体協自身の判断によるものだと思う。既に理事会または評議員会等の中では、事件直後からそれぞれの役員の立場から話はしている。

② メンバーについては、スケジュールにもあるとおり、税理士と顧問契約を交わし、その指導のもとに行っている。正直なところ、副会長、評議員などの役員の方々が主体的にかかわっていただくことが余りなかったもので、それぞれの本業の立場から、さまざまな意見をいただいていると思う。実際に業務に携わる体協の職員も自分たちで工夫、改善しながら、今回の事件をきちんと反省して行うことになる。現在は、スピード感を持って改善する必要がある以上、第三者の意見を聞いて改善することよりも、これまで実際に体協にかかわってこられた方が気づきの中でみずから改善するというのを市教委としても、このような形での改善推進委員会の設置を求めてきたところである。

③ 常務理事以外の報酬制について、責任の所在を明らかにするという意味では、一つの方法かもしれない。将来的には検討していく必要があると考えている。

委 員 長

他に質疑はあるか。(なし) (5)について報告済みとする。
若干休憩する。

休 憩 12:24

再 開 13:00

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開する。

(4)について説明願う。

(4) 新滝川市活力再生プラン平成21年度第2四半期実績について

館 部 長

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わった。質疑はあるか。

副委員長

新タッグ計画について大枠では、行政の効率化を図るために必要であると思っている。個別的には、認められない部分もあると思う。市教委の所管の部分で、21年度中にはっきりとした方向性を決めるということだが、基本的に廃止や民間移行などがあれば、条例の改正が必要になってくると思う。その辺のスケジュールについて、市教委の所管の部分ではどのようなのか伺う。

館 部 長

22年からというものは、陶芸センターがある。そのほかについては、少し時間を要する。図書館については、この後説明させていただくことになる。学校の適正配置計画については、今年度中に市教委の案をつくり、来年度中に審議していただくことになる。

委 員 長

他に質疑はあるか。

大 谷

① 今年度も残りわずかであるが、学校の適正配置計画について市教委の案は、ある程度できているのか伺う。

② 少人数学級の実践、研究について、第二小学校、第三小学校で行っているが、今後、すべての学校で行う考えはあるのか伺う。

③ 学校の適正配置計画について懇談会がすべて終わったということだが、その中で保護者からどのような意見が出ていたのか伺う。

館 部 長

①③ 学校の適正配置計画についてだが、今年度中に案を作成することになっている。これまでいろいろな懇談会において、基本的な考え方というのは、1年前の2月に総務文教常任委員会のほうに報告し、意見をいただいた。これを踏まえて、さらにいろいろな情報を集めて、市教委で案を作成する。その案をたたき台として、来年度議論していただくことになる。市内11校の保護者と懇談会を開催したが、中学校の保護者の参集が悪かった。この懇談会での意見等については、整理して総務文教常任委員会で報告する予定である。保護者の方が関心を寄せるのは、安全に通学できるのかということであった。例えば、通学距離、学校のセキュリティなどである。また、具体的にどこの学校がどうなるのかという話も多かった。

教 育 長

② 少人数指導の関係だが、現行小学校4年生まで実施している。その先、それぞれの発達段階において、どのような方法がよいのか、少人数にするだけでよいのか、校長会や教頭会から意見をいただきながら、次年度以降の体制について検討しているところである。

大 谷
館 部 長

懇談会の参加者だが、小中学校合わせてどのくらいか伺う。

おおむね全体で80名程度である。昨日の西小学校は、40名を超えていた。保護者の方々の会議があったので、そのくらいの人数になった。中学校は余り多くはなかったが、しっかりと2時間程度、話を伺った。

委 員 長
窪 之 内

他に質疑はあるか。

① 来年度実施予定が陶芸センターだが、嘱託職員をどのようにするのか伺う。

② 温水プールについて公募の時期になっているが、時期がずれ込んでいる要因は何か伺う。

③ 勤労青少年ホームの厚労省補助に係る財産処分行為等の確認について、その内容と結果について伺う。

④ 美術自然史館の経費節減について、以前人件費をどうするかという話で、ボランティアや行政パートナーの活用を検討するということだったが、今後そのようなことも含めて検討されるのか伺う。

河野部次長

① 陶芸センターの嘱託職員の関係だが、現在、陶芸センターを官から民へということで設計している。直営ではなくて、陶芸事業の継続、リブラーンの会員数をふやして生涯学習プログラムを充実させ、事業に取り組みたい。特殊な技能を持っている職員については、継続して雇用したい。これから検討することになるが、派遣のような形で事業を継続したいと考えている。

② 温水プールについては、設計に時間がかかっている。主な原因は修繕費をどうするかということである。築20年を超えて、なかなか修繕計画の全貌が見えない。その中で民間委託をする際どのような設計がよいのか、時間を要しているためおくらしている。

③ 勤労青少年ホームについて、道のほうに確認を取っている。当時の労働省からの補助金もある。空知支庁段階では、大きな返還は生じないという話だが、最終的な判断ではない。

④ 美術自然史館の経費の削減については、いろいろ議論がある。博物館クラブという会をつくって、美術自然史館の企画に係る主体的な取り組みをしていただいている。中身の質をよいものにしながら、市民協働の中でどのように経費を圧縮していくのかを考えている。

窪 之 内

陶芸センターの嘱託職員について、人件費を含めて、これから詰めていくこと

	になると思うので、そのままの形で残すとなると、ここから効果が生まれるのではないかと思う。フリーで動けるような形にして、講師等の収入が得られるようにすることも考えられると思うので、今後検討してもらいたい。 温水プールであるが、修繕費をどうするかということについて、いろいろ調査を行っていると思うが、市の改修計画が定まらないということなのか伺う。
館 部 長	温水プールの関係については、市教委としては今後、数年間どのくらいの修繕費がかかるかは押さえている。問題は、その経費をどこが持つのかという議論が市教委内部で行っている。この部分を負担することでどのような市民利用が図られるのかなど市教委内部で詰めていきたい。
窪 之 内	仮に温水プールが23年度で公募もない状態だったとき、学校プールは水夢だけで対応することになるのか伺う。
教 育 長	水夢のほかに東滝川のプールを使用している。現在のところはどのような影響が出るかは、調べていないが、幼稚園や保育所も含めて、何らかの影響は出ると思う。
窪 之 内	小人数学級について、どのようにするか決定して、予算要求しなければならない時期にきていると思うが、その辺の方針が決定するのはいつごろか伺う。
教 育 長	現在、事務局内部で検討しており、市教委でも課題について検討している。適正配置計画の議論に含めて、検討しており、校長会や教頭会の意見を伺いながら、1月中旬くらいには決定をしたいと考えている。
委 員 長	他に質疑はあるか。
清水委員外議員	温水プールの今後の改修について、数年もてばよいとする改修または大規模改修に分ければ、金額は大規模改修の場合は億単位、数年もたせる改修であれば、2,000万円程度だと思うが、現在、無償貸与で公募をかけようとしている。公共施設をどう運営していくかを考える場合、直営、指定管理ではなく第三の道を選択しようとしている。これでは、不安定であると思う。指定管理を再検討してみる必要があると思うが、見解を伺う。
館 部 長	今後、指定管理についても検討していきたいと思う。
委 員 長	他に質疑はあるか。（なし）（4）について報告済みとする。 （3）について説明願う。 （3）滝川市立図書館まちなか移転実施計画書について （別紙資料の基づき説明する。）
河野部次長	説明が終わった質疑はあるか。
委 員 長	
窪 之 内	① イメージ図が載っているが、子供などが遊べるスペースを設けるとなると、区切りが必要だと思うが、どのようになっているか伺う。 ② 書庫の費用については、14億4,500万円の中に含まれているのか伺う。 ③ 約10万冊規模の書庫が必要とみなし、概算金額を出しているが、ハンドル式、据置式の書架で見れば、最大冊数が約30万冊となっており、それとの関係について伺う。 ④ まちづくり交付金の関係で、見直しを図られる可能性があるので、その辺の情報があれば伺う。
河野部次長	① 今回、私どもの考えている図書館のイメージは、子供図書館を行おうという考えから、静まりかえった図書館はイメージしていない。子供がくつろげるような小上がりのスペースを設けようと考えている。子供向けのトイレも新たに設置して、子供たちが来やすい図書館づくりを目指している。レファレンス

コーナーやエレベーター横にもスペースをつくり、区切って、学習スペースを設ける。先日、恵庭の図書館に行ってきたが、賑やかな雰囲気の図書館だった。そのような図書館と同じようなイメージである。

③ 書庫の関係が大きな問題として残っている。現在 12 万冊の図書を所蔵している。8 万冊を新館に持ってくる。残りの図書をどうするかという課題がある。廃棄する物もあるが、旧施設や児童館などを活用して、書庫を備えたいと思っている。またバックヤードの問題もある。よい本を 6 万冊 2 階フロアに並べたい。そのためには、バックヤードが必要となる。地下書庫やそのほか庁舎内のスペースを検討している。それでもスペースが足りないので、当面は新町の旧施設に置いておき、その後きちんとした書庫を設けて、回転ができるような運営をしていきたいと考えている。

④ まちづくり交付金については、現時点ではわからない。開発局にも問い合わせをしており、わかり次第連絡をいただくことになっている。来年 3 月が本申請ということになっているので、さらに情報収集に努めていきたい。

窪之内
河野部次長

書庫の費用は、この中に含まれていないということでよいか伺う。
2 億 2,000 万円のうち、地下書庫を整理する部分は含まれている。新規のものについては含まれていない。

窪之内
中寺副館長

子供図書館という方向性はわかったが、乳幼児も来るとなると、授乳やおむつをかえる部屋はあるのか伺う。

改修工事の中に入れているが、子供用のトイレをつくる際に、授乳室、おむつを取りかえる小上がりのようなスペース、水飲み場を設置する。子供たちにとって安全で快適に過ごしてもらえる図書館にしようと考えている。

委員長
井上

他に質疑はあるか。

先日、アメリカのロングメド市市の図書館を見てきた。蔵書は 6 万冊程度という話だった。マサチューセッツ州の図書館はインターネットでつながっている。全部で 100 万冊にも及ぶという説明だった。D o P a c との関係で他の図書館との共用化が図られるのではないかと思う。今後の図書館の方向性について伺う。

河野部次長

アメリカでは図書館はライフラインであるという考えのもと、電子図書館もかなり進んでいるようである。私どもとしては、これから情報化を進めようとしているので、近づけるようにしたいと考えている。D o P a c は、道内の図書館の検索が可能である。道内の情報システムに直接つながり、数百万冊の検索が可能になる。国立情報学研究所は、国を挙げて、大学機関とネットワークを構築している。情報検索については、家庭でもできるようになった。今回の新図書館は検索だけではなく、論文を引き出すことができるような形を考えている。予算を考慮に入れて、情報化を進めていきたい。しかし、アナログとしての本の価値は不変である。市民の多くが希望しているのは、本そのものを閲覧することができるかどうかだろうと思う。本の整備もあわせて行いたいと考えている。

委員長

私から質疑させていただく。

① 開館時間について、平日が 19 時までだが、例えば、民間のコミュニティー施設は、22 時まで貸している。そのことについて伺う。また、図書整理期間や年末年始を休みにするのはよいが、毎週木曜日を休みにする理由について伺う。
② 職員構成について、一般市民が安価なコストでたくさんかわることがで

きるようにすることがよいと思うが、市役所に図書館を設置すると多くの市民のかかわりができなくなると考えており、それを解消するための方法が見えてこない。人件費を含めた考えについて伺う。

河野部次長

③ 子供図書館を切り離し、別施設と合わせることをしなかった理由について伺う。

① 現在、図書館は駅の近くなど、町なかで交通のアクセスのよいところに設置されることがふえた。そのようなところは、21時まで開館している。このように夜間開館を目指すことはできないかという議論をしてきたが、私どもとしては、情報整理やスタッフの問題もあることから、19時までの開館とし、週に1度休むことにした。夜間開館などはすべてコストにかかってくる。ひとまずこのスタイルで開館し、利用者の状況を確認し、検討していきたい。

② 職員構成についてだが、現在もブックフレンドということで、32名のボランティアの方たちに手伝っていただいている。今後も充実させたい。他の市町村でも図書館については指定管理を含めて、委託化の課題というものがある。私どもとしては、移転をきちんと行いたい。業務の内容をきちんと確認したいという考えがある。その間は、直営で業務の内容を把握して、その上で次のステップへ進む必要があると思う。

③ 子供図書館についてだが、親と子が一緒に来るので、親子で楽しめるような図書館を目指して、切り離すことなくワンフロアに設置した。

委員長

① 開館時間については、長くするほうがよいと思う。ひとまず実施してみたら検討することでもよいが、図書整理日以外の休館日は必要ないと思う。見解を伺う。

② 図書館をよいものにしたいのであれば、行政パートナーや委託などの運営方法を視野に入れて考える必要があると思う。意見とする。

教育長

① 内部でもいろいろ協議をした。1人10冊借りることができるようになり、非常に多くの図書が動くことになる。その動きの中で、配架の工夫はできないかななどの議論もしてきた。曜日の問題も含めて、どのような問題があるのか、さまざま検討した上で、現在の形になった。時間についても21時まで行うことで、どのくらいの利用があるかという費用対効果を考える必要があると思う。休館日や運営の方法について、さまざまな議論があると思うので、今回は、説明したとおりの案で進めさせていただきたいと思うが、今後、内部でも検証していきたいと思う。

委員長

実際に市役所以外の場所に移転したほうがよいという意見もあることから、市役所に図書館を入れたから悪くなったということにならないようにお願いしたい。

委員長

他に質疑はあるか。

清水委員外議員

① 高校生や市内在住の若者などの居場所をつくるのが、大切だと思う。そういう点で、高校生との対話を行っていると思うが、例えば、コミックなどを置くことにより、若者が図書館に来やすい状況をつくることになる。10年後、20年後を考えた図書館づくりをどのように考えているか伺う。

② 図書のそろえ方だが、新十津川図書館に行っても全集などはない。市内の高齢者の方はいろいろな全集を持っていると思う。図書の寄附を積極的に呼びかけてほしいと思うがいかがか。

③ 市内の本屋を通して図書を購入する考えを伺う。

	④ 図書館とバス、商店街とバスの関係は非常に大事だと思う。閉館時間にきちんとバスが用意されていたり、商店街へ足を運ばせるように工夫したりすることについて考えを伺う。 ⑤ まちづくり交付金について、交付金の申請を行っているのであれば、経過について伺う。
河野部次長	① 高校生等についても検討してきた。学習スペースを設けて、学習の場所を提供する。現段階では、ヤングアダルト図書コーナーを設けることとしている。コミックについてはこれから詰めていかなければならない。 ② 全集などの寄附を市民の方に積極的に呼びかけていきたいと思う。基本的な文献の中で協力いただけるものについては、新図書館に限らず、江部乙や公民館の図書コーナーの充実にもつなげたい。 ③ 図書の購入だが、現在、市内の書籍組合を通じて、図書を購入している。 ④ 時刻表を掲載したり、商店街情報を提供したりして、連携に努めたい。 ⑤ まちづくり交付金については、概算要求ということで、何度もやりとりをし、今後、本申請に向かっている。
委員長	他に質疑はあるか。(なし) (3) について報告済みとする。 所管入れかえのため若干休憩する。 休 憩 14:20 再 開 14:31
委員長	休憩前に引き続き会議を再開する。 (6) (財) 滝川市体育協会における不適切な事務処理に対する滝川市の対応について (6) について前回の総務文教常任委員会で説明を受け、窪之内委員から質疑があったので、その答弁を願う。
伊藤課長	① さまざまな対応策を実施することで業務量がふえて、今の職員体制でクリアできるのかということだが、前回の総務文教常任委員会で説明させていただいた対応策は、実際に事務量がふえると思う。新たな対応策でふえる部分と従来から抱えている業務を合わせて、全体業務の中でしっかりと対応できるということ考えている。 ② 指定管理者制度の厳格化、補助金の見直しなどの対応策は、体協だけなのか、市全体に係る対応策なのかについては、市全体に係る対応策ということで理解願いたい。
窪之内	補助金のあり方について、すべて見直すということになると、そういった作業を進めることになると思うのだが、現状と比較して、金額的に増減があるのか伺う。
吉井課長	補助金について、これから22年度の予算協議が始まる。その段階において、原課から補助金の要望が上がってくる。その際に、目的を再確認し、どの経費に補助金が充てられるのかということも含めて検討していくことになる。今回の補助金の見直しは、5年前の見直しのように、50%カットのような削減ありきという形ではなく、原点に戻って、そもそもこの補助金はどういう目的で、どういうものに充てられるものかを原課及び団体の意見を踏まえて、予算協議することになる。
窪之内	事業費補助金の場合は、積算根拠に基づいて事業終了後に精算を徹底するということだが、体協の場合は、どのようなことが変わるのか具体的に伺う。

吉井課長	体協に関しても予算協議の中で、どういう事業があって、どこに補助すべきということは、きちんと協議をしていたが問題が起きた。今後、問題が起きないように、再度、原点に戻って、どこの経費なのかしっかりと認識させてもらうような協議にしたいと思っている。
委員長 副委員長	他に質疑はあるか。 ① 21年度に業務従事者を廃止するが、派遣職員は3年ないし5年続くようである。教育部の案件のときにも話したが、体協の自立のために職員の派遣はすぐにやめるべきだと思う。そもそも業務従事者と派遣職員は何が違うのか伺う。 ② 事業費補助金の関係だが、公民館などは、町内会が指定管理を受けており、残額が出たら返還するが、今まで体協では行っていなかった。それを改めるといふことだと思うのだが、それ自体おかしいと思う。見解を伺う。 ③ 協定事項の厳正化ということで、月次報告を今後提出させることになっている。公民館は、月次報告を毎回出している。それ自体も体協はできていなかった。したがって、今後、厳格化していくということなのか伺う。
伊藤課長	① 業務従事者は市の職務を行ってもらう側面と、支援をしている団体等の業務をしてもらう側面の2面性を持った業務をしてもらうことになっている。この現状について監査委員からの指摘もあったので、立場を明確にさせるということがポイントである。派遣職員の場合は、派遣法に基づき、専ら派遣先の業務に従事することになる。その間は市の業務をするという側面は持ち合わせない。さらに法の定めにより、その期間が3年で、最長5年ということになる。
吉井課長	② 公民館の場合は、ある程度何%超えたら精算しなければならない幅があったかと思う。今回22年度からは、ある程度予算協議の段階で、10万円補助をするのであれば、その対象経費について明確にさせてもらって、実績報告をいただいた段階で、補助対象事業がきちんと実施されているかどうかを含めて判断して、精算したいと考えている。これについては、補助金交付規則の中で明文化していきたいと考えている。
浦川副主幹	② 公民館の指定管理について、市税である指定管理代行負担金がプラスになった場合、国税として税金を納めるというのは、適切ではないということで、調整するような仕組みになっている。体協の指定管理については、公募による指定管理にしている。指定管理代行負担金は、プラスになろうとマイナスになろうと精算はしない。補助金については、精算行為を行ってきちんとしていきたいと考えている。 ③ 月次報告については、公募で行っている施設は、毎月実施するということで公募しているので、毎月行われる。体協は、公募であるからその範疇である。他の非公募の施設に四半期ごとに報告というものもあるが、モニターリングを徹底することの重要性に立ち返り、月次報告を今後徹底していきたい。
副委員長	体協は公募で指定管理しているのであれば、職員を派遣する必要はないと思う。1年で自立させなければならない。意見とする。
委員長 窪之内	他に質疑はあるか。 派遣との関係だが、派遣先団体での役員就任等の制限について、職員が団体の役員に就任することを禁止することだが、体協を自立させるためには、事務局長は体協自身が育てていく必要があると思う。事務局長は役員に入らないということなのか伺う。
伊藤課長	事務局長は役員ではないという認識である。

- 窪之内 自立していこうと考えたとき、日常のかなめにいるのが事務局長であって、そこは役員に当たらないということで、市の派遣を認めていくということになると、なかなか自立は難しいと思う。本当に自立していこうと考えるのであれば、事務局長の就任も禁止をする必要があると思うが、その検討はされなかったのか伺う。
- 伊藤課長 来年4月の体制は今後詰めていくことになる。現在3名が業務従事しており、新たな4月以降の体制として、何人体制がよいのかということもあるが、目標の一つは、団体の自立化である。3名の業務従事者を直ちにゼロにできるのか、仮に支援が当面必要だとした場合に、どのような立場で派遣すべきかを含めて、市教委とも協議を進めていく。
- 委員長 私から質疑させていただく。
- ① 業務従事者は21年度で廃止し、それを職員派遣にするようだが、確かに、業務従事というのは立場があいまいなので、そのような取り扱いになるのだと思う。指定管理先に派遣した場合、役員にならないまでも、それなりのポジションということになると思うが、そういうことであれば、何が変わるのか伺う。
- ② 派遣期間について、3年ないし最長5年というのは、派遣等の法律に基づいたものであるということで、派遣職員もある程度の期間必要だと思うが、団体から職員を引き揚げさせる見通しが記載されていない。その辺について考えを伺う。
- ③ 指定管理者制度の運用の厳格化について、月次報告、収支報告を特段求められていない団体もあったと思うが、今後、そのような団体にも報告を求めることになるのか伺う。また、月次報告をしてもそれを受ける市の担当者がきちんと把握できなければ、意味はない。その辺の対応をどうするのか伺う。
- ④ P4の報償費など現金払いしていたものを口座振替にするということだが、詳しく説明願う。
- 伊藤課長 ① 監査委員からの指摘では、体協の現状として、発注する側と受注する側の両面を同一の職員が行っていたことに問題があった。派遣対応ということになれば、専ら派遣先の業務を行うことから、今の形は変わるものと考えられる。
- ② 団体の自立が最終的な目標の一つである。今の段階では、何年をめどにという具体的な目標年次を示すことができなかった。
- 浦川副主幹 ③ 月次報告の関係だが、現在、月次報告がないところでも、中間報告や年度末の事業報告がある。そのモニターリング等を行っているが、やはり月々の状況をきちんと理解していないと、年に1回報告を受けても状況等はつかめない。月次報告の徹底と、金銭的な流れも毎月チェックすることで、把握していきたいということである。
- ④ 今回の事件を受けて、できる限り、現金を取り扱う事務を少なくしていき、不正の残る余地を排除したいと考えている。支出については、報償費の講師謝礼金を本人に渡して、受領印をもらうという手続があるが、これを原則、口座振替にして、このような事務をなくしたいと考えている。また、収入の扱いについてもチェックを厳重にしていきたいと考えている。
- 委員長 ① 先ほど教育部の説明では、陶芸センターについて、嘱託職員を今後、どのようにするのかという質疑に対して、派遣という形で対応する可能性もあるという説明を受けた。団体の業務はプロパーで行うのがよいと思う。不明確な状態のままではなく、ある程度明確化する必要があると思うが見解を伺う。

	② 月次報告についてだが、初めのうちは行われると思うが、だんだん報告がなされなくなるのではないかと思う。そのことについて考えを伺う。
浦川副主幹	② 月次報告について、新たに実施しようと考えているのは、単なる調書だけではなく、業務日誌や経理日報、場合によっては帳簿そのものも見せていただきながら、報告書をチェックするという行為をしていきたいと考えている。
伊藤課長	① 対応策の中にもあるが、自立化を目指す上で、まず派遣職員化をし、その後、派遣職員からプロパー職員化ということで記載しているが、それぞれの団体等の状況もあり、明確な目標年次を示すことはできないが、この考えで進めていくことになる。
委員長	体協は不適切な事務を行ってしまった。今ここで約束をしないと今後も当然できないと思う。業務従事と派遣は違うといっても、よくない面もあるかもしれない。各団体の都合もあると思うが、金銭的に負担し、プロパー職員に移行していくことは、3年もあればできると思う。今後、明確にし、派遣職員を引き上げるという方向性も出してほしい。このことについて、考えを伺う。
高橋部長	業務従事から派遣へ切り変えるのは、暫定的な措置であると思っている。究極的には、団体の自立化である。民法法人等の設立に滝川市は、かなり早くから力を入れて、自立へ向けて活動している。それぞれの団体の設立に市が大きくかかわっているということも事実である。それぞれの団体が指定管理という面で、一定の人件費の積算の中で、自立できるような設計にはしているが、団体によっては道半ばというところもある。しかしながら、自立をするというのが究極の目標であるので、この機会に何年以内ということは、現段階では明確にできないが、自立を進めていく。自立後の対策として、予算措置が必要なものも出てくるので、しっかりと対応していくつもりである。
委員長	他に質疑はあるか。
副委員長	市民が納得いかないのは、なぜ体協に対して市がへりくだらなければならないのかということだと思う。現在、公募をして指定管理しており、体協でなくても、ほかに手を挙げるところはたくさんある。団体を育成しなければいけないという考えもわかるが、厳しい姿勢で対応しなければ、本当に体協は自立できないと思うが見解を伺う。
高橋部長	体協にへりくだっているわけではない。当時、スポーツ振興部という市の組織があり、部長職まで配置をして、職員が二十数名いた。それを委託管理もふえたということで、職員を減らしていき、今の体協の体制となった。数年前に指定管理を進め、団体を育てるということもあり、随意契約で行った。19年度はスポーツ関連施設を一括で公募をかけたが、結果は体協のみであった。今後も、スポーツ関連施設を一括で管理することがよいのか、あるいは分割がよいのかは議論の余地はあるが、いずれにしても、地方自治法の問題にのっとり、公募をかけていく。
委員長	他に質疑はあるか。
清水委員外議員	① 派遣の場合、社会福祉事業団を例にとると、社会福祉事業団の事務局長、常務理事で入った人が、途中で新生園、更生園でアイガモの世話をしたり、最後は、すずかけの事務長になった。もう一人も事業団の本部の次長クラスで入った人が、すずかけの次長になった。市は目的があって派遣をするわけで、目的外の業務をさせることは問題だと思う。これまでの派遣の問題点について、総括しながら、行うべきだと思うが、事業団について、このような派遣の方法

がよいのか伺う。

② 派遣されて、指示及び責任は、派遣先で負うことになると思う。ところが、派遣元でチェックをする。また、何かあれば、市のチェックが悪いとされるのではない。派遣の目的というのは、何かあれば、市は一切の責任を持たないということもあるのではないかと思う。派遣元でコントロールしているのであれば、業務従事も派遣も変わらない。派遣元の市も、派遣先の団体も無責任な状態になると思う。その辺について考えを伺う。

③ 派遣先団体での役員就任の関係で、観光協会の理事、農業開発公社、滝川グリーンズ、振興公社等で職員が役員に就任している場合、これについても全廃するのか伺う。

④ 滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例は、指定管理先、委託請負先、第三セクターの業務従事者のみならず、その職員、社員も該当するわけだが、この制度が周知、徹底されているかどうか、実態について伺う。

⑤ 第三者による監査の推進とあり、これについて理解はできるが、問題は、監査そのものが機能していない団体があるということである。そのような団体で第三者による監査をするよりも、団体そのものをなくすべきだと思う。監査は法律で責任を負わされている。形式的な監査をなくすることが重要であると思うが考えを伺う。

⑥ コンプライアンスの推進について、生活保護詐欺事件に続き、また事件が起きた。制度をつくれればよいという話ではない。職場の良好な環境づくりを行い、問題を小さいうちに、いかに把握するかということができるようにならなければいけないと思うが、考えを伺う。

伊藤課長

① 現在は派遣していないが、過去には派遣をしていた。派遣の目的自体が、専ら派遣先の業務に従事させるためということだが、例に挙げた団体の当初の派遣内容と最終的に従事していた業務が変わっているということについては、支援を要した団体のそれぞれの業務の中で何が支援を受けるのにふさわしいかということを考えた中での対応だと思う。

② 派遣元のチェックについて、団体の自立化という目的のため、派遣元の所属が、その団体の業務状況について把握をすることは、必要ではないかと考え、改善策として記載したところである。

③ 役員の就任の関係だが、滝川グリーンズ、振興公社については、派遣法に基づく派遣ではない。現在のところ、自治法の定めにより、所定の手続きをとって、兼業という扱いをしている。説明させていただいている派遣とは、多少意味が違ってることから、役職の就任の制限は派遣法に基づく派遣を対象とする。

浦川副主幹

④ 滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例については、今年度公募をかけた来年度からの指定管理者には、この条件を付して公募をかけている。指定管理者が新たな期間、指定されることになった場合は、滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例をそこで働く社員、職員等に周知することと、そういったものを含めた研修を年1回以上義務づけるように取り組んでいる。また、市でもことし4月に施行して、1度説明会を開催しているが、定期的に行うことが重要であるので、研修会等の実施を記載している。

⑤ 監査機能について、監査委員に対する報告には、外部監査の導入によって、加点评価する旨記載した。監査をどのようにしっかり行ってもらおうかというこ

とに着目したが、検討過程では、監査法人に監査させることができないかという議論をし、公認会計士等と相談したが、金銭的なことで無理があるのではないかというアドバイスを受けて、もし、外部監査を行っていけば加点評価するというに改めた経過がある。

⑥ 市役所のものの言いやすい職場づくりについては、行政経営課等で取り組んでおり、職員研修の中でもことは、ファシリテート能力、センシティブティ研修ということで、自分の考えをきちんと発言するという意識を高める研修をしている。ほかのことも含めて、風通しのよい職場づくりに努めていきたいと考えている。

清水委員外議員

派遣については、目的をきちんと定めて、期限を設けて、自立化を目指す団体と、それが不可能な団体もあると思う。目標をきちんと決めて行う必要がある。意見とする。

目的外で派遣職員を業務させたら、すぐに引き揚げさせなければならないと思う。事業団で事務局長がアイガモの世話をするようなことは認めてはいけないと思う。反省をしてもらいたい。

役員就任の関係について、体協問題の教訓としなければならないことは、市の職員が他の団体で責任を負う立場にある場合、二度と問題を起こさないようにしなければならないということである。農業開発公社、滝川グリーンズ、振興公社などは、常務や理事として入り、権限を持つわけだから、しっかり行わなければならない。今回、そのようなところについても、対応しなければならないと思う。ほかの団体についてどこを残すのか、また同様に対策を打つことについての考えを伺う。

伊藤課長

特定法人という団体に対して、滝川振興公社、滝川農業開発公社及び滝川グリーンズがその団体ということになる。

高橋部長

この3公社については、業務従事をして主体的な責任ある役割を果たすことになる。社会福祉協議会であれば、保健福祉部長が市の代表として行くが、何かの分野に責任を持って、自分の指示で動くような立場ではない。それぞれの団体の状況など、所管と協議をしながら、適切に進めたいと考えている。

委員長

他に質疑はあるか。（なし）（6）について報告済みとする。

（7）について説明願う。

（7）新滝川市活力再生プラン平成21年度第2四半期実績について

高橋部長

（別紙資料に基づき説明する。）

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

窪之内

例えばP2の窓口の見直しは、第3四半期に計画策定となっているが、これは、第3四半期の年末にかけて、具体的な方針などが出てくるということで理解してよいか伺う。

伊藤課長

窓口の再編については、短期的な部分と長期的な部分があると考えている。図書館の移転の際、1階から3階の窓口的なものを新たに再編する必要があることから、それにあわせて、いかによりよいサービスを提供できる配置がよいのか、また、短期的に来年の4月から再編する必要性があるかを含めて検討している。最短でも4月の再編にあわせた形と、長期的には、図書館移転の時期の2通りで協議しているところである。

窪之内

P2については、第3四半期中ではなくて、第4四半期になるということで理解してよいか伺う。

伊藤課長	第3四半期中に結論を出すことは難しい。新年度から対応すべきものも出てくると思うので、それについては、第4四半期には方向性をつけなければ間に合わないのでは、その時期になると思う。
窪之内 伊藤課長	行動計画で人員把握ということも、年内に調査を実施することはないのか伺う。それぞれの所属の業務の状況と人員の状況をメインに12月中にすべての所属長と総務課とのヒアリングを実施したいと考えている。来年1月中旬には、それぞれの部長と同様なヒアリングを実施し、状況把握に努めていきたいと考えている。
委員長 井上	他に質疑はあるか。 土地開発公社の関係だが、25年度で清算するが、実際にせせらぎ団地が30区画くらい残っていると思うが、これについて、残った場合はどうなるのか伺う。
総務部長	土地開発公社の解散時期を明示しながら、それに向けて進めているが、最終的に資産が残るということも想定している。その場合に、なぜ25年度に前倒しするのかということについて、国の起債制度が、第三セクターや公社の清算に対して、積極的に進める団体については、地方債措置をするということが、25年度までの期間で行われているためである。今後も最大限資産の処分を進めるわけだが、25年度末に残る資産については、財源措置が必要となるので、そのような措置も活用しながら、進めていきたいと考えている。
委員長	他に質疑はあるか。 私から質疑させていただく。 P2の行政パートナーの導入についてだが、美術自然史館の活性化ということで教育部から報告があったが、行政パートナーについて考えている状態ではないようだった。図書館の移転についても、今後検討するようだが、職員体制で行いたいという説明があった。この記載部分との相違について伺う。
伊藤課長	新タッグ計画には、このような形で記載しているが、総務課と所管課で協議をしてきた。図書館、美術自然史館について、22年度に向けた具体的な動きができない状態である。社会教育施設に限らず、他の分野への拡大ということで検討させていただいている。
委員長	図書館の開館予定は23年度となっている。計画書が出されて、それに基づいて本申請も行っていくということになると思うが、職員体制で行うことで、休館日などあらゆる弊害が起こると指摘させていただいた。また、市役所へ移転をするということで若干問題が生じていると思う。それゆえに行政パートナーという仕組みをフィットさせて、整理していただきたいと思う。意見とする。 他に質疑はあるか。（なし）（7）について報告済みとする。 （8）について説明願う。
五十嵐課長	（8）市民の皆様信頼される市役所づくり推進プランの進捗状況等について 市民の皆様信頼される市役所づくり推進プランについて、21年度計画の9月末までの進捗状況を資料として配付しているので、これに記載の順番に従って説明させていただきたい。このプランは総務部4課で担当を持って進めているので、それぞれの担当課長のほうから順次、説明させていただく。
田中課長	（別紙資料に基づき説明する。）
伊藤課長	（別紙資料に基づき説明する。）
五十嵐課長	（別紙資料に基づき説明する。）
伊藤課長	（別紙資料に基づき説明する。）

- 五十嵐課長 (別紙資料に基づき説明する。)
- 伊藤課長 (別紙資料に基づき説明する。)
- 五十嵐課長 (別紙資料に基づき説明する。)
- 田中課長 (別紙資料に基づき説明する。)
- 伊藤課長 (別紙資料に基づき説明する。)
- 吉井課長 (別紙資料に基づき説明する。)
- 委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。
- 井 上 ① 会議が日中行われることが多い。会議中の市民への窓口対応はどうなるのか伺う。
- 伊藤課長 ② 人事評価制度の関係で、組合と協議して行くと説明を受けたが、組合が了解しなければできないのか伺う。
- ② 労使協議によって、物事を決める考えはないが、組合に対し、考えを説明させていただき、理解をしていただいて進めていきたいと考えている。
- ① 勤務時間内の会議が多いということだが、市民と接する場面が多い窓口については、当番制を実施しているところも多い。少なくとも、会議などによって、市民サービスへの影響が出るようなことがあってはいけないと考えている。
- 委員 長 他に質疑はあるか。
- 窪 之 内 ① 資料の中で、黒三角や白三角などの記号が用いられているが、何か意味があるのか伺う。
- ② 市民からの信頼を回復させるためのプランである。いろいろなことが実施されて、その結果を市民に開示しているが、その多くがホームページによるものである。市民の中でホームページを閲覧できる人がそれほどいるとは思えない。市民へ情報をホームページや広報以外で提供する必要があると思うがその辺の考えを伺う。
- ③ 会議やワークショップなどを勤務時間内で行う場合は強制、勤務時間外に行う場合は任意ということで分かれているのか、時間外手当の関係も含めて伺う。
- 浦川副主幹 ① 表で若干網掛けされている部分があると思うが、計画は黒三角、実施は白三角で表示している。黒丸については、計画としてこの期間に行いたいということである。若干、記号の使い方に誤りがあった。おわびする。
- ② ホームページだけでは、市民への公表として不十分であるということだが、このプランは、基本的には市役所内部で作成している。プランの実施を積極的に公表すること自体、疑問を持っており、余り積極的な公表はしていない。消極的かもしれないが、最低限ホームページで公表という状況である。
- ③ 会議やワークショップについては、義務的なものは、勤務時間内に実施しており、勤務時間内であれば強制的な参加ということになる。研修等についても勤務時間内に行うこともあるのだが、勤務時間外に行う場合で強制的なものは、一部時間外手当を支払ったこともある。また、任意的なものは、自主研修扱いで、時間外手当は支払っていない。
- 窪 之 内 確かにプランを実施したと市民へ誇らしげに公表することが、信頼回復にはつながらないと思うが、ただ、いろいろな会議の結果を市民へ公表していくことは、必要だと思う。そういう点では、今後、工夫が求められるので、検討を求めたいと思う。
- ① 自己研修支援について、今年度末に制度を策定するということだが、自分

で研修を受けたいということであれば、何らかの財政的支援を受けられるということなのか伺う。

② 人事評価制度について、例えば任意の研修に参加しなかったりすることで、人事評価に影響する可能性もあるということだが、勤務の状況等により参加できない場合も考えられる。こうした人事評価制度を組合に示したということなので、そのような資料を議員に配付してもらいたいと思うが考えを伺う。

③ 名刺サイズの職員の行動指針も議員に配付してもらいたいと思うが考えを伺う。

浦川副主幹

① 自己研修支援について、十数年前に職員のグループで道外の先進自治体に勉強に行きたいといった場合、旅費の一定額までを支給する支援制度があった。研修を強化していきたいということで、与えられる研修よりも、本人の意識で学ぼうとすることのほうが、より研修の効果が高まることから、みずから研修するということは何らかの形で支援できればという考えである。現在、制度化へ向けて検討中であるが、出口としては、自主研究グループをつくって、市内で勉強する場合、講師を呼んだりするための経費を支援できないか、市外に向けて出かける場合、その旅費相当額を支援できないか、あるいは通信教育ということで、受講するときの経費の一部を支援できないかということを検討している。自分が研修を受けたいということで、立候補して、研修を受けることを、現在でも一部行っている。道内の他の自治体では、通信教育が比較的ニーズがあるということなので、その辺を制度化していきたいと考えている。

② 研修が人事評価につながるということについては、人事評価の目的は、職員の能力向上であるということを知っている。職員のどのような能力が不足しているのかということの評価して、その結果どういう研修をすればよいのかということが大きな流れであると思う。職場、勤務状況により参加できるのかということに関しては、現在、人材育成基本方針を検討しているところである。研修に参加させるために、職場としてどのようにすればよいのかということも含めて、行動計画を検討している。

伊藤課長

③ 職員の行動指針の関係は、5月に作成した。職員みずからの研さんという面もあり、職員の中で配付をし、積極的に議員の方に配付しようとは考えなかった。

委員長
副委員長

他に質疑はあるか。

会議、研修の関係で、先ほど、時間外手当がつく場合があるという説明を受けたが、そのこと自体理解できない。このプランは、職員の総意で始まったはずである。以前、私が勤めていたところでは、売上が落ちたとき、労使双方で生産性向上運動を実施した。会議では、時間外手当もつかないし、食事なども出ない。しかし、自分たちの存続をかけて、労使がお互いの協力のもと行ったことがあった。職員の総意で始まったのに、時間外手当が出たり、勤務時間外で行うことを嫌ったりするような段階ではないと思う。その辺についてどのように考えるか伺う。

高橋部長

民間の実態については、話を聞いて把握している。今回のプランは、職員の総意のもと、アンケート調査も含めて、職員皆でつくったものである。実行する過程において、業務命令という状況の中で、実施している例もあると思う。気持ちの上では、副委員長が話した内容については理解できるものである。今後に生かしていきたいと思う。

委員長

他に質疑はあるか。（なし）（8）について報告済みとする。

加藤課長
委員 長
窪之内

(9) について説明願う。

(9) 新滝川市活力再生プラン平成 21 年度第 2 四半期実績について

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わった。質疑はあるか。

① 事業所訪問が今月からということだが、承諾してくれる事業所がふえることを期待しているが、全体として何件程度訪問することになるのか伺う。

② 繰越があれば、延滞金がかかってくると思うが、税金とは別に収納しているのか伺う。

③ 去年、収納の目標額を超えたと思うが、それは大口の滞納者を解決したことによるものなのか伺う。

加藤課長

① 訪問事業所の数だが、本部員が 14 名いるので、1 人当たり 10 事業所程度訪問してもらう予定である。

② 延滞金については、基本的に納税相談を受けている場合は、特殊な例を除いては、もらっていない。納付約束を破る、または接触できないケースで、差し押さえしたもののについては、法定で計算をした中で延滞金をいただいている状況である。決算の中では、延滞金という形で載っている。

③ 特殊滞納者の対策強化という中で、会社と金融機関が集まった中に税務課も入り、相談、交渉したケースもあった。実際に滞納者に対して差し押さえをする中で、高額のケースもあったことから、確かに大口滞納者の解決もあるが、現年分の支払いが難しく、滞納になってしまっても、その分が入っているケースもあることから、その辺のところも合わせた形の結果ではないかと思う。

窪之内

例えば、自動車税などは、おくれれば延滞金を支払わなければならないが、納税相談をしていけば、延滞金を徴収しなくても法的によいということなのか伺う。

加藤課長

道税については言及できないが、市税については、延滞金を賦課することができるので、相談する中で、どうしても納めることができない状況があつて、それについて計画を立てた中で、納めてもらうようにしている。そこで、延滞金までは難しいという部分もあり、実際はもらっていないという状況である。納税約束をした中で、支払わない場合や、連絡がない場合は、延滞金を法定で計算をしていただいている状況である。

委員 長
井 上

他に質疑はあるか。

大口の滞納者となった場合、例えば 300 万円の滞納額を 150 万円に圧縮することはできないのか伺う。

加藤課長
委員 長

基本的に圧縮することはできない。

他に質疑はあるか。(なし) (9) について報告済みとする。

2 その他について

委員 長
委員 長

何かあるか。

報告してもらいたいことなどがあれば、事前に調整が必要なので、事務局まで連絡願う。

窪之内

西高の監査の指摘事項について報告してもらうことになっていたと思う。解決したという話を聞いたが、その経過の説明を求めていたので、今後、説明していただきたい。

委員 長

若干休憩する。

休 憩 16 : 45

再 開 16:46

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。
ほかに何かあるか。(なし)

3 次回委員会の日程について

委員長 次回の委員会の日程については、正副委員長に一任願えるか。(よし)
以上をもって第34回総務文教常任委員会を閉会する。

閉 会 16:46